

科研費繰越しのポイントー1

<申請するとき>

◆ 繰越しの対象となるのは次のもの！

- ① 交付申請書に記載した研究目的を変えない範囲で、研究計画の変更に妥当性があるもの
- ② 繰越の事由が、当初予期し得ないものであったもの（調整不足は不可）
- ③ 外部的要因によるもの（自己都合は不可）
- ④ 研究目的達成のため繰越が不可欠であるもの
- ⑤ 翌年度に完了する見込みのもの

上記の事項について、説明できるものでなければなりません。

※ 最終年度の課題でも繰越しの対象になります。
（ただし、特別研究員奨励費の最終年度の課題は対象外）

◆ 説明は、簡潔にわかりやすく記載！

繰越しの内容審査は、文部科学省及び財務省の事務担当者が行います。



- むやみに専門用語を使わず、素人でも分かるように書くこと
- ポイントを押さえて簡潔に説明すること
- 事例集を参考に、あてはめて作成すること

◆ 繰越す経費が妥当！

繰越す経費は、研究計画の変更に沿った妥当な額で、翌年度中に研究が完了し、経費が執行できなければなりません。

なお、間接経費の繰越については、部局担当係へご相談ください。

（間接経費の執行計画が年度内に適正に定まっている場合は、繰越ししなくても構いません。）

申請書類が適切に作成されていないと、何度も手直しや説明を求められます。事例集の記載方法を参考に作成して、できるだけ1度で、申請をクリアしましょう。

大阪大学のホームページ(<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/hojo>)に、随時、記入要領やポイントを掲載していくことを予定しています。

文部科学省への提出締切日（平成22年3月1日）までに、文部科学省へ事前相談しますので、早めに、部局担当係へ相談してください。

科研費繰越しのポイントー2

<申請したあと>

◆ 繰越しを申請した補助金は、返納！

繰越しを申請した補助金については、いったん文部科学省又は日本学術振興会に返納します。（返納の通知が文部科学省からきます。）

承認された場合に、改めて支払請求書を提出して送金してもらいます。

※ 承認されなかった場合、返納した補助金は再交付されません。

※ 平成20年度分（107件）は、全て承認されました。

◆ 繰り越した経費の使用開始時期について！

繰越申請した経費は、4月1日から使用することができます。

ただし、万が一繰越申請が承認されなかった場合、大阪大学として補填はしませんので、研究代表者により他経費から補填していただく必要があります。

なお、過去に大阪大学では承認が下りなかったケースはありません。

◆ 繰越した経費と翌年度の経費は別々に使用！

翌年度に繰越した経費と翌年度の経費は、別々の事業年度の計画ですので、合わせて使用することはできません。

◆ 繰越した研究の翌々年度への再繰越しは不可！

繰越した研究は翌年度内に完了する必要があるため、翌々年度に再度繰越すことはできません。